

香南市浄水器貸出要領

香南市 上下水道課

香南市浄水器貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、鉛製給水管の使用に伴う飲料用水道水の鉛濃度上昇を抑制するため、香南市において貸出用に準備した浄水器の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(貸出用浄水器)

第2条 この要領により貸出しを行う浄水器は、上下水道課で準備するものとする。

(貸出対象)

第3条 浄水器は、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。

- (1) 香南市内に所在する住宅等であり、鉛製給水管を使用し、市の行う水質調査の結果、鉛濃度が1リットル当たり0.01ミリグラムを超えている場合。
- (2) その他水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が必要と認める場合。

(貸出要件)

第4条 浄水器の貸出しは、届出のある1給水装置使用者に対し1個とし、飲用に使用する蛇口に使用者自らが確実に取り付けなければならない。

(貸出申請)

第5条 浄水器の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は香南市浄水器貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 市長は、前条の規定による貸出申請書が提出された場合は、これを審査し、適当と認められるときは、香南市浄水器貸出承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(経費負担)

第7条 浄水器の貸出しは無償とし、消耗品となる交換用カートリッジについては、1年を経過するごとに市から支給するものとする。ただし、浄水器の取り付けに係る費用は浄水器の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）の負担とし、浄水器本体及び交換用カートリッジは、使用者が受け取りに来るものとする。

(貸出中の管理)

第8条 使用者は、承認通知書の留意事項を遵守するとともに、浄水器を常に清潔で良好な状態で使用することに努め、定期的な清掃を行わなければならない。

(貸出期間)

第9条 浄水器の貸出期間は、原則として貸出しの承認を受けた日から、給水装置に接続する鉛製給水管の市による布設替え工事が完了する日までとし、工事完了後は1か月以内に市に返却するものとする。

(事故報告)

第10条 使用者は、浄水器を紛失し、又は破損等させた場合は、香南市浄水器紛失・破損等報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により浄水器を紛失し、又は破損等させた場合は、現品、又は相当と認める金額をもって賠償するものとする。

附則

この要領は、令和6年5月7日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

市長	課長	課長補佐	係長	係

令和 年 月 日

香南市長 濱田 豪太 様

申請者
住所
氏名
電話

香南市浄水器貸出申請書

香南市浄水器貸出要領第5条の規定により、次のとおり申請します。

1. 浄水器の設置場所 香南市
2. 量水器番号
3. 用途 家庭用 ・ 集落公民館 ・ その他
4. 使用期間 使用開始予定日 令和 年 月 日
使用終了予定日 鉛製給水管布設替え完了日
5. 給水装置の所有者 住所
氏名

浄水器の取り付けに係る費用は、私が負担します。また、浄水器の維持管理は自身の責任において適切に行います。

令和 年 月 日

様

香南市長 濱田 豪太

香南市浄水器貸出承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった香南市浄水器貸出申請について、貸出しを決定しましたので、香南市浄水器貸出要領第6条の規定により通知します。

1. 浄水器の設置場所 香南市
2. 量水器番号
3. 用 途 家庭用 ・ 集落公民館 ・ その他
4. 使用期間 使用開始予定日 令和 年 月 日
使用終了予定日 鉛製給水管布設替え完了日
5. 貸出日 令和 年 月 日
6. カートリッジ交換時期 令和 年 月 日 頃
7. 給水装置の所有者 住 所
氏 名

8. 貸出しの条件

- (1) 浄水器の取り付けは使用者が行い、費用も使用者の負担とする。
- (2) 貸し出した浄水器は適切に維持管理を行うこと。
- (3) 貸し出した浄水器を別の目的で使用しないこと。
- (4) 貸し出した浄水器を別の者に再貸出しをしないこと。

9. 留意事項

- (1) 貸出日以後、香南市上下水道課で浄水器を受け取ること。
- (2) カートリッジの交換は交換時期を確認後、事前に香南市上下水道課に連絡すること。

様式第3号（第10条関係）

市長	課長	課長補佐	係長	係

令和 年 月 日

香南市長 濱田 豪太 様

申請者
住所
氏名
電話

香南市浄水器紛失・破損等報告書

香南市浄水器貸出要領第10条の規定により、次のとおり報告します。

1. 浄水器の設置場所 香南市
2. 量水器番号
3. 給水装置の所有者 住所
氏名
4. 報告の種別 紛失 ・ 破損 ・ その他
5. 経過と原因